

1. 件名：新型転換炉原型炉の廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和4年10月3日（月）16時30分～16時38分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
上野管理官補佐、荒井安全審査専門職、加藤原子力規制専門員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料
なし

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それではですね、本日のふげんとの
0:00:06	面談を開始いたします本日お越しいただきましてありがとうございます。本日お越しいただきました理由としましては、ふげんの廃止措置計画変更認可申請書、こちらについてコメントがございましてそれをお伝えるためにお越しいただきました。
0:00:18	コメント内容ですけれども、原子炉補機冷却海水ポンプ、こちらについて申請書に書かれてます1すべき期間の記載が適切ではないのではないかとこのものです。
0:00:29	具体的に言いますと、
0:00:31	申請書のうちの表6-1に性能維持施設の表がございしますが、
0:00:35	こちらの中で、原子炉補機冷却海水ポンプ、こちらの除熱機能の維持すべき期間が、
0:00:41	現状の記載ですと、原子炉補機冷却系の設備ごとの代替冷却設備供用開始までとなっております。
0:00:48	ただ、今回の変更申請
0:00:50	によってですね代替冷却設備を導入されることで、この海水ポンプの除熱機能が不要になることとなります。
0:00:57	しかしですねこの改訂ポンプが、ディーゼル発電機の除熱、こちらにも使用しており、
0:01:03	おりまして、ディーゼル発電機の維持すべき期間である予備電源装置の供用開始まで、こちらにおいても、この海水ポンプの位置が必要というふうに考えております。
0:01:13	で、これに関してですけれども予備電源及び電源装置の供用開始は、代替冷却装置の供用開始と同じタイミングだとするってことですね。
0:01:22	そういう計画であることを口頭等で伺っているんですけれども、現在申請書上ではそう読むことができませんということで、今回導入された代替冷却設備の供用を開始しましたら、申請書上ではですね、
0:01:34	予備電源装置の供用開始を待たずに、排水ポンプの除熱機能不要となるというふうにしか読めることが私はできない状況です。
0:01:42	そのためですね、海水ポンプの除熱機能の維持すべきか、こちらの記載について、
0:01:47	現状の原子炉補機冷却系の設備ごとの代替冷却設備供用開始まで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:52	こちらの記載から、例えばですけれども代替冷却設備及び予備電源装置の供用開始まで等と、変更するような修正が必要であると考えております。
0:02:02	こちらに関して原子力機構さんとしましては、ご認識いかがでしょうか。
0:02:06	はい。
0:02:07	今ご指摘の点につきましては、これまで面談等で、
0:02:13	なるほど。
0:02:13	認識してるところでございます。
0:02:15	いたしましては、
0:02:18	動き冷却系の設備等、それからDディーゼル発電機の関係は、設置者として極めてよく理解しているところございまして、
0:02:29	D Gが性能維持にいい施設である以上が、
0:02:36	R C Wの方は、維持しなければいけないという認識は非常に思っております、同時期に、
0:02:46	した新しい設備に、
0:02:48	変更しようとしていたところでございます。ただご指摘は、それが申請する上で明確になっていない。
0:02:58	いう指摘だと認識いたしました。
0:03:01	で、
0:03:06	設置者といたしましては、
0:03:10	先ほど申しましたように、
0:03:13	同時期に申請新設しなければいけないという、
0:03:17	計画のもと、認識しておりまして、
0:03:21	D Gが性能維持にあるうちに、R C W Sを変えてしまうようなことをする計画は全くございませんが、やはりD Gというのは、
0:03:31	いや安全上非常に大事なものでございますので、そういう観点で、申請書上にもですね、明確にして対応すべきだと考えております。
0:03:41	したがいまして、そのような記載に修正するというのを考えていきたいと思っておりますので、これからですね
0:03:52	手続き、どういうふうな形にするかは、少し議論させていただきたいと思っておりますが、修正する方向でさせていただきたいと思っております。
0:04:02	庄子飯田それではですね。
0:04:04	申請書の修正について、今後引き続きよろしく願いいたします。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:08	それでは、はい。何か。
0:04:12	規制庁、向こうが、
0:04:13	何かございますでしょうか。1点だけちょっと確認させてください。今回先ほど言われました表の6-1の記載を適切に、
0:04:23	はい。
0:04:24	はい、RCW。
0:04:25	の代替冷却の供用開始まで書いてある。
0:04:29	ところを、
0:04:30	DGの予備電源の導入というか、そうですね。入れるか何かというお話をいただければ、それで考えようと思っております、あわせて保安規定もですね、
0:04:42	今回ちょっと、
0:04:44	対象になるのかなと思ってございまして、
0:04:48	同じような記載があるんですけども、
0:04:52	こちらの方も変更。
0:04:55	そうした方がよろしいです。その方がいいです。はい。本件も同様に変更いたします。
0:05:07	はい。
0:05:11	日本にさせていただきたい
0:05:16	んだよ。
0:05:17	よろしいでしょうか。
0:05:20	これで本日の面談を終了いたします。
0:05:24	定的なものが進むと、とですね。すいませんちょっと、えっとですね、補正申請というその何だろう、何日っていうね、補正とかそういったかかりますと、ちょっと所内上の手続きがですね、
0:05:39	二、三、2週間から3週間ぐらい。
0:05:44	なので、
0:05:45	また10月の中旬、
0:05:49	んですかね早くて、11日の週とか17日の週ぐらいかなと思っております。はい。
0:05:59	驚見。
0:06:03	機構としてはなるべく早くなるべく早くですね
0:06:07	とはいえちょっと会議所のところ、
0:06:14	あとで、
0:06:16	それと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:20	今回はいい。藤。
0:06:23	綺麗の冷却対象が、
0:06:27	我々ちょっと西ごめんなさい、Bが冷却対象だっていう、海水ポンプのね。
0:06:32	計画対象だっていう認識がちょっとなかったので、
0:06:36	説明もなかったのかなというふうに、
0:06:39	してます。
0:06:41	はい。
0:06:41	で、他に他園、
0:06:46	連絡対象が何かっていうところはちょっと改めて、
0:06:49	説明してもらったを説明してもらうのか何か資料もらうのかというところが必要かなと。
0:06:58	事例の冷却対象について、
0:07:01	新保明石、大家、
0:07:04	排水ポンプが補機冷と人事だった。
0:07:09	はい。他にないのかっていう。
0:07:17	何か資料を提示いただくとか、そういうことをお願いしても後日資料を提示させていただいて、
0:07:25	はい。
0:07:25	はい。というのと、
0:07:28	何か
0:07:32	な。
0:07:33	今回、
0:07:35	結果的にそのDBの廃止時期が書いてなかったと、リーダー時代の海水ポンプの性能維持期間が一部書いてなかったってことになってるんですけど、結果としてね。
0:07:47	それ、何でこういうことになったのか。
0:07:50	何か理由があるんです。
0:07:56	帰ってなかったんすポンプ。
0:08:00	明確。
0:08:02	昨日市の機関が、DG
0:08:06	を保持している期間は維持しますっていうことが書いてあったんですよ。
0:08:11	結果的には明示的には書かれてなかったっていう状況になっちゃうんじゃない。それなんです。なんで。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:18	それは我々としてはですね、そこは、我々の中ではR C Wの代替冷却と、そのD Gの予備電源というのは、
0:08:28	同時期であるということは、
0:08:30	考えていて、変更するのかって考えていて、
0:08:34	それをあえてちょっと廃止措置計画の中で、
0:08:37	を記載するっていうことは、
0:08:40	ちょっと
0:08:43	そこは、ちょっとサイトの方に確認が必要ですね。うん。そそこもちょっと含めて、基本的にそれぞれの理事とさっき申し上げたようにD Dとの関係が知らないとかそういうことではない。
0:08:56	はい。それを申請書中になぜ書かなかったことについてかっていうことについては、
0:09:02	はなかったのか。
0:09:06	私勝手な思い込みしてるのは、D Gの申請も、
0:09:10	同じ時期に出てくるのかな。
0:09:12	そういうわけでもない。
0:09:14	理事はそうですね。
0:09:17	来年の、そういう形。
0:09:20	そうです。
0:09:24	ね。そうですね。
0:09:26	はい。
0:09:27	と聞いておりますけれども、
0:09:33	まあだからも、もともとずっと、もう認可されてる範囲なので、
0:09:39	ちょっと我々もちょっと目を通してたっていうのがあるかと思うんで、
0:09:46	を
0:09:47	いや、
0:10:02	よろしいでしょう。
0:10:06	本日の面談を終了いたします。ありがとうございます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。